

<用語集>

第一線防潮堤 : 1 防潮堤の津波浸水対策の推進 (P12)

- ・台風等による大波や高潮による被害を防ぐ堤防で、水門等の施設を含め最前線に位置するものこと。

長期湛水 : 3 長期湛水の早期解消 (P12)

- ・市街地等の浸水が、排水施設の被災等により長期間にわたって解消されない状態。

防火規制 : 4 密集市街地対策の推進 (P12)

- ・建物の新築や増築の際、燃えにくい建物である準耐火建築物や耐火建築物にすることを定める規制。

水防法に準拠 : 7 地下空間対策の促進 (P13)

- ・平成 25 年 7 月の水防法の改正により、洪水による浸水想定範囲内に位置する地下街、要配慮者利用施設、大規模な工場その他の施設を対象に、利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等について定められた。この定めを津波による浸水想定範囲についても適用するもの。

防災農地 : 9 防災農地の登録促進 (P14)

- ・営農を通じて保全されている農地等で、災害時に防災空間として使用するもの。

耐震化率(府民みんなでめざそう値) : 11 学校の耐震化(府立学校、市町村立学校、私立学校) (P14) 12 病院・社会福祉施設の耐震化 (P15) 13 民間住宅・建築物の耐震化の促進 (P15)

- ・府民みんなでめざそう値とは、府民の安全・安心な生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化を府民一丸となって進めていくため、新築や建替え、耐震改修、除却などさまざまな手法により、府民みんなでめざすべき共通の目標として掲げるもの。

補助制度のさらなる活用 : 12 病院・社会福祉施設の耐震化 (P15)

- ・病院については、厚生労働省の国庫補助の対象が、これまでの災害拠点病院等に加え、平成 26 年度より一般病院も対象となった。また、国土交通省の補助金の活用も可能である。これら補助制度を活用して、医療機関の耐震化を促進していく。

沿岸市町 : 15 的確な避難勧告等の判断・伝達支援 (P15)

- ・平成 25 年 8 月 19 日に設定した大阪府の津波浸水想定において、浸水想定区域を管内に有する 14 市町(大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、田尻町、岬町)。

堤外地 : 18 堤外地の事業所の津波避難対策の促進 (P16)

- ・防潮堤よりも海側の土地のこと。

船舶の動揺シミュレーション

: 20 船舶の津波対策の推進 (P16)

- ・津波が港内等に来襲した際に、係留施設や船舶がどのように揺れ動くかを予測すること。

大阪府石油化学コンビナート等防災計画

: 21 石油コンビナート防災対策の促進 (P17)

- ・石油コンビナート等災害防止法に基づき指定された特別防災区域（大阪北港地区、堺泉北臨海地区、関西国際空港地区、岬地区）において、同法に基づき、コンビナート災害の予防対策及び応急活動などに必要な事項、業務を定めたもの。府、関係市町、国、警察、消防機関、事業所等が対応すべき防災関係業務を予め定めている。

特定事業者

: 21 石油コンビナート防災対策の促進 (P17)

- ・石油コンビナート等特別防災区域において、石油・高圧ガスを一定量以上、取扱い、貯蔵または処理する事業所を設置している事業者。

スロッシング

: 21 石油コンビナート防災対策の促進 (P17)

- ・石油タンクなどの容器内の液体が、海上運行時の揺動や地震などの外部からの比較的長周期な振動によって揺れ動くこと。

消防団協力事業所表示制度

: 25 消防団の活動強化のための消防団活動の理解促進 (P18)

- ・消防団活動に協力している事業所を顕彰する制度。勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、事業所としての消防団への協力を事業所の社会貢献として認定するもの。

大阪府防災情報システム

: 31 防災情報の収集・伝達機能の充実 (P19)

- ・大阪府災害対策本部での意思決定をサポートするため、府内各所の災害情報、気象情報、雨量・潮位・水位情報、震度情報のほか、ヘリコプターからの映像情報や災害現場のデジタルカメラ画像情報を収集し、災害対策本部のマルチビジョンに表示するもの。

おおさか防災ネット

: 31 防災情報の収集・伝達機能の充実 (P19)

- ・気象情報（注意報、警報等）や台風情報、地震・津波情報、交通機関の運行情報、ライフライン情報、災害発生時の被害情報、避難に係る情報等、府内の防災に関わる幅情報にアクセスできる Web サイトのこと。あらかじめ登録いただいた方に気象情報を含む災害情報を発信する防災情報メール配信サービスも行っている。

かんさい生活情報ネットワーク

: 32 メディアとの連携強化 (P20)

- ・関西に拠点を置くライフラインや交通などの事業者、自治体、報道機関、専門家が参加し、インターネットのクラウドサービスを使ってさまざまな情報を共有・活用するシステムのこと。

災害拠点病院

: 42 災害医療体制の整備 (P23)

- ・災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院のこと。府内では 18 の病院が指定されている。

トリアージ : 42 災害医療体制の整備 (P23)

- ・災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）を最大限に活用し、救助可能な傷病者を確実に救い、可能な限り多数の傷病者の治療を行うため、傷病者の傷病の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、この優先順位に従って患者搬送、病院選定、治療の実施を行うこと。

DMAT : 42 災害医療体制の整備 (P23)

- ・医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。

防災拠点 : 45 広域緊急交通路等の通行機能確保 (P24)

- ・災害時に防災活動の拠点となる施設や場所のこと。
府における防災拠点は、大阪府地域防災計画において、“災害対策上、極めて重要な機能を発揮する、人的・物的な集合体で、「司令塔機能」「現地司令塔機能」「物資等の備蓄・集積及び輸送基地」「消防・警察・自衛隊等の応援部隊の集結地」「医療救護を行う災害拠点病院」としている。

道路啓開 : 47 迅速な道路啓開の実施 (P25)

- ・被災地との緊急輸送を確保するため、最低 1 車線分の緊急車両の通行帯を確保すること。

航路啓開 : 48 迅速な航路啓開の実施 (P25)

- ・被災地との緊急輸送を確保するため、水中の瓦礫や障害物を取り除き、船舶が航行できるようにすること。

最長発災 40 日 : 51 水道の早期復旧及び飲料水の確保 (P26)

- ・「大阪府南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」において、上水道について「発災約 40 日後にほとんどの断水が解消」と想定されている。

あんしん給水栓 : 51 水道の早期復旧及び飲料水の確保 (P26)

- ・地震等による災害により水道施設が被害を受け、給水が停止した場合、生活用の飲料水や医療用水等を応急給水するための施設で、府営水道の送水管上に設置されているもの。

QOL : 53 避難所の確保と運営体制の確立 (P26)

- ・クオリティ・オブ・ライフ (Quality of Life)。「生活の質」と訳される。ここでは、避難所の生活の質を確保していくことを示している。

平成 25 年度の災害対策基本法の改正

: 53 避難所の確保と運営体制の確立 (P26)

54 福祉避難所の確保 (P27)

- ・「市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。」と定められた。

PTSD

: 57 DPAT編成等の被災者のこころのケアの実施 (P28)

- ・心的外傷後ストレス障害。命の安全が脅かされるような出来事（天災、事故、犯罪、虐待等）によって強い精神的衝撃を受けることが原因で、著しい苦痛や、生活機能に支障をきたすストレス障害。

DPAT

: 57 DPAT編成等の被災者のこころのケアの実施 (P28)

- ・大規模災害などで被災した精神科病院の患者への対応や、被災者の PTSDをはじめとする精神疾患発症の予防などを支援する専門チーム。

復興計画

: 79 復興計画策定マニュアルの作成 (P34)

- ・大規模な災害により甚大な被害が発生し、生活基盤や都市機能等が喪失した場合、従前の状態に復旧させるだけでなく、中長期的な展望を見据え新たな視点等を踏まえて策定される計画のこと。

特定大規模災害

: 82 特定大規模災害からの復旧事業に係る府の代行 (P34)

- ・極めて激甚な災害であって、災害応急対策を推進するために政府に緊急災害対策本部が設置されたもの。東日本大震災において初めて設置された。

緊急消防援助隊

: 92 緊急消防援助隊受入れ・市町村消防の広域化の推進 (P36)

- ・被災地の消防力のみでは対応が困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、発災地の市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、現地で都道府県単位の部隊編成がなされた後、災害活動を行う部隊及び制度のこと。

ハイパーレスキュー隊

: 92 緊急消防援助隊受入れ・市町村消防の広域化の推進 (P36)

- ・消防救助機動部隊。大規模災害等に対応するため、特別な技術・能力を有する隊員や装備で編成される東京消防庁の特別高度救助隊のこと。